

## 環境審査顧問会地熱部会

### 議事録

1. 日 時：平成25年7月16日（火）9：58～11：35

2. 場 所：経済産業省別館1階 105共用会議室

3. 出席者

#### 【顧問】

市川部会長、江原顧問、角湯顧問、河野顧問、野田顧問、山本顧問、渡辺顧問

#### 【経済産業省】

渡邊電力安全課長、磯部統括環境保全審査官、樫福環境審査班長、  
高取環境審査分析官、日野環境保全審査官、鈴木環境審査係

4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

・大岳発電所更新計画環境影響評価方法書

① 方法書の概要説明（補足説明資料含む）

② 住民意見の概要及び事業者見解、大分県知事意見の説明

③ 審査書（案）

（2）その他

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）環境影響評価方法書の審査について、事務局から大岳発電所更新計画環境影響評価方法書の概要、補足説明資料、住民意見の概要及び事業者見解、大分県知事意見の説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）環境影響評価方法書の審査について、大岳発電所更新計画環境影響評価方法書に係る審査書（案）の説明を行った後、質疑応答を行った。

（5）閉会の辞

6. 質疑内容

（1）環境影響評価方法書の審査について

・大岳発電所更新計画環境影響評価方法書

＜方法書の概要（補足説明資料含む）、住民意見の概要及び事業者見解、大分県知事意見

の説明>

○顧問 この補足説明資料は、現地調査のときに顧問の先生方から出た意見に対する回答ですか。

○経産省 現地調査前に事前に顧問から頂いたご質問等に対し作成したものです。

○顧問 それでは、現地調査に行かれた先生方も何人かいらっしゃいますので、最初に一応、今説明いただいた方法書について、特に現地調査へ行かれなかった先生方から、質問、ご意見等があったら承りたいと思います。

○顧問 現地調査に行かなかったのですけれども、議事録は読ませていただきました。現地の方と非常に良好な関係をずっと保っていらっしゃるということで、安心しております。

幾つか確認したいことがございます。

まず、経産省の方に確認したいのですけれども、工事用資材の搬出入の環境項目のことです。大気質の窒素酸化物と粉じん等は参考項目になっていますけれども、騒音・振動は地熱の場合、参考項目としては取り上げていないのでしょうか。

また、この地熱発電所では冷却塔が使われることになっています。冷却塔は騒音規制法で言うと規制のかかっていない未規制施設なので、特に騒音を測ってどれぐらい以下にしなければならないという決まりは一応ないのです。しかし、見方を変えると冷却塔には送風機が使われると思います。規制法上7.5kW以上の送風機には規制がかかっていますので、その観点からすると送風機としての騒音は予測評価しなければならない可能性もあるという立場もあるのです。質問としては、この送風機に該当するのが何kWぐらいの能力を持つものが使われる予定かをお聞きしたいと思います。

○経産省 最初にご質問がありました騒音・振動に係る参考項目については参考項目になっていません。

○顧問 151ページの表のとおりで正しいんですね。

○経産省 はい。これは間違いありません。

○顧問 わかりました。

○経産省 2問目については事業者様からお答えをいただけますか。

○事業者 既存の送風機の電動機の容量ということでよろしいでしょうか。

○顧問 はい。

○事業者 大変申し訳ありません。今、手元に持ち合わせるデータがございませんので、

これは至急調べまして、追ってご報告いたします。

○顧問 わかりました。どちらにせよ稼働ということで選択されているので、いずれそれは示していただけるのだらうと思っています。ただ、機械の稼働について、主な騒音源のリストがなかったので、ここではどれが対象となっているのかなということを考えて質問をしました。もしお答えいただけるなら、今後予測・評価するための主な騒音源としてのリストを作ってください、わかる範囲で能力を書いていただければと思います。

○顧問 では、それは事業者さん、よろしく願いいたします。

○顧問 当発電所は風光明媚な景勝地に立地するというところで、景観上の重要な問題があるかと思います。建屋については、デザインですとか色彩がこの周囲の景観にマッチするような、そういう配慮を是非行っていただきたい。大分県知事さんからの意見にもありましたように、景観の評価については少なくとも2期、これはもう是非やっていただきたいということでございます。

あと、既設の設備を使用するというところでございますが、生産井と還元井、これについてはやはり景観上余りおもしろくない場面もあるようでございますので、できれば緑化等の修景措置を施していただいて、自然公園隣接あるいは自然公園内の設備としてふさわしい整備を行っていただければ有り難いかと思います。

以上のことも、できますればこの方法書の中に明記していただいて、準備書ではその旨をよろしく願いたいと思います。

○顧問 九州電力さん、いかがですか。方法書はもうこれ以上修正できないので。

○顧問 ええ。

○事業者 景観につきましては、県知事からの意見があったということでございますので、2シーズンを含めた適切な時期で予測・評価をやりたいと思っております。

設備のいろいろなデザインとかカラーリング等も、景観の配慮の中でしっかりとしたコンセプトも検討の上、周辺にマッチするのが望ましいのか、もしくはそういうシンボル化的なイメージの方が望ましいのかということにつきましては、今後、準備書作成に当たって検討を進めたいと思っております。具体的な内容につきましてはこれからということがございますので、ご意見として伺っておきたいと思っております。

○顧問 現地調査には参加できませんでした。

確認なのですが、知事意見によると、調査ルート上にも湿地があるという表現になっ

で意見が出ていますけれども、それは具体的にどの辺か、おわかりになりますか。こちらの方法書の図面ではわからないのと、対象事業実施区域の周辺の細かい植生図がわからないので、もしわかりましたらそれを明確にさせていただきたい。図面上では56ページにタデ原湿原というのが記載されていますけれども、多分これのことではないと思います。この知事意見で指摘されている湿原というのは具体的にどこなのかというのを明確にさせていただきたいというのが1つ。

それにかかわって、生態系については注目種を具体的に記載されていませんので、「上位性、典型性」というキーワードで具体的に何をどのように、どの範囲を調査されるのかというのが具体的に記載されていない。もし知事意見に「湿地」というようなキーワードが出てくるとすると、特殊性として湿地も1つ特殊性という観点からすると考慮しなければいけないのかなという懸念もありますので、その辺ご検討いただいて、動植物の重要種の方で扱われるのか、生態系の中で特殊性として湿地を全体的に評価しようとするのか、その辺の方針を決めていただいて、準備書作成に当たっていただきたい。

○顧問 最初の知事意見の湿地というのは、具体的にどこかわかるのでしょうか。

○事業者 湿地の情報につきましては、大分県さんの環境影響評価技術審査会という場でご指摘がございまして、私どももその場で初めてそういう情報を得たという経緯がございます。文献等には残念ながら出てこなかったものです。

その後、私どももその存在について、現地に実際に行って確認をいたしました。委員の先生の情報をもとに現地確認いたしました。今回そういう説明の資料は用意できておりませんが、概略をご説明しますと、方法書の通し番号ページの177ページ、ここに植物調査の位置図が記載しております。まず、ご意見の調査範囲において小規模な湿地があるという表現でございますけれども、このルートにそれがかかっているという意味ではなくて、この点線で、これは1km圏内ということでイメージで円を書いておりますけれども、これが調査範囲ということのイメージなのですが、この範囲の中に存在しているというご指摘ございました。

具体的には、この円の右上端あたりに、この国土地理院の図で「少年自然の家」という黒くマーキングされている場所があると思いますけれども、この横に道路が来ております。それから、ずっと発電所のいわゆる景観道路に入っていくT字路がありますけれども、T字路の部分のエリアに小規模でございますけれども湿地がございました。大きさとしては200～300m四方程度の本当に小規模な湿地でございます。先生もそこを指摘

されてございましたので、基本ルートにはかかっていない、しかも実施区域からは一番離れたと申しますか、改変等の影響は及ばないだろうというような位置でございます。しかしながら、そういうご指摘があったということで、今回知事意見も出ているということでございますので、基本ルートの他、この湿地も調査できるように、詳細なルートの中にこれも取り入れたいと考えております。

○顧問　では、それでよろしいですね。

○事業者　それから、生態系の注目種の設定でございますね。当然ご指摘のとおり、あらかじめある程度注目種を設定しておくということは、今後の調査において効率的に進めることができるということでございます。私どももそういうことを認識の上、方法書には既存文献に基づいた生態系の主な構造と申しますか、構成を記載させていただいておりましたけれども、やはり具体的な当該地域におきます生態系の生息種のある程度の確認をしておく必要があると考えておまして、実際具体的に生態系に関する予備調査も一部やっけてきているところです。これは方法書の方には記載しておりませんが、予備調査ということで進めているところでございます。

それから、並行して希少猛禽類の生息確認調査も先行して行っておりまして、これは方法書にも記載をしているものですが、そういった事前の調査においてある程度種を確認しておまして、現時点においての話ではありますけれども、上位性の注目種としては、キツネ、テン、ノスリ、フクロウ等を候補の種と考えております。それから、典型性としましては、ノウサギ、ネズミ、ニホンアカガエルを候補に考えております。上位性種の餌種についてはできるだけ重複は避けるようにということもご指摘があったかと思っておりますけれども、それも踏まえて、今後注目種については選定、絞り込みをしていきたいと思っております。まだ予備調査も終了しておりませんので、調査を進めた上で絞り込みをして、選定をした上で準備書では明らかにしていきたいと考えております。

○顧問　よろしいでしょうか。では、私の方から質問させていただきます。硫化水素の調査と予測の件についてちょっと確認をしたいのですが、まず、24ページとか26ページで、九州電力さんが硫化水素濃度の調査をされていますね。これはどういう頻度で、各月について何日ぐらい調査された結果なのかというのを確認したいのと、それから、実際に今後、現地で調査されるのですけれども、158ページの現地調査に「1年間とし、春季、夏季、秋季及び冬季の4回」と書かれているのですけれども、この1年間としは多分余分な言葉だと思うのですが、これもどういう頻度で調査されるのか、何日

ぐらい調査されるのかというのをお聞きしたいと思います。

○事業者 大気質の硫化水素濃度の現状の測定の仕方なのですが、実際の測定自体は、日を決めまして、1日の間に測ってしまいます。測定の時間は数時間といったところでございます。

○顧問 数時間単位ということですか。

○事業者 正式な時間というのはデータを持ち合わせておりませんが、1日で基本的には1回の測定を終わらせるということでございます。

○顧問 例えば24ページですと最低、最高というのが書いてありますね。

○事業者 申しわけありません。1回6時間のデータサンプリングでございます。

○顧問 では、6時間を4回サンプリングしてという意味ですか。24ページの表の、最低、最高、平均というのが書いてあるのはどういう意味ですか。

○事業者 1回1時間の6回測定の中の最高、最低ということですか。

○顧問 1時間単位で6時間測るという意味ですね。

○事業者 はい。そういうことでございます。

○顧問 そういうことで、6回の最高、最低ということですね。

それで、今度実際に測られようとしているのは、各四季、春、夏、秋、冬に、これは1時間ごとに24時間測るという意味ですね。

○事業者 それは24時間連続といたしますか、1時間値をずっと24時間連続してサンプリングをします。

○顧問 それで1日だけ測るということですね。

○事業者 はい。ある1日を選定いたします。代表して1日ということになります。

○顧問 わかりました。

それと、次は予測の方なのですが、手引きには風洞実験を行うと書いてあるのですが、あえて数値モデル又は風洞実験という数値モデルを先に書かれてこられたのですが、これは何か見込みがありますか。どういう数値モデルを使うという、何か想定をされているのでしょうか。

○事業者 この記載につきましては、手引きには風洞実験又は数値モデルという紹介をされておりますけれども、できましたら効率化ということも念頭に置いて、計算モデルによる理論式を使えばよいのではという思いで記載いたしております。ただ、具体的にこのモデルが構築されているといった見込みを持つての記載ではございませんので、

これから期待できるものがあればというところもあって記載しているところです。

○顧問 手引きには、今確認されたと思うのですがけれども、風洞実験で予測すると書いてあって、数値モデルが開発された場合にはそれを利用するということかと思います。現時点で地熱発電のアセス用の数値モデルが開発されたという認識はなかったのですが、これから実際にこの評価を出されるまで1年以上あるので、その段階でどうなるかわかりませんが、手法の選定に当たっては数値モデルの開発状況を踏まえて考えていただきたいと思います。

それと、もう1つですが、過去の地熱アセスの評価書を見せていただいていたのですが、硫化水素の評価のところ、最終的に評価するのは、決まり文句の実行可能な範囲内と書いているのでよいと思うのですが、例えば0.01ppmになりましたとか、敷地内なので問題ないとか、そういう書き方なのですが、例えば0.01とか0.001に対する評価が何か欠けているような感じなのです。例えばにおいがあるのかどうか、その値に対する評価も加えて評価書をまとめていただきたいという希望ですが、いかがでしょうか。

○事業者 現時点では、この大気質というジャンルでの硫化水素の基準がない状況なものですので、例えば作業環境的な指標とか、悪臭としての硫化水素とか、切り口を変えればそれなりの数値がある場合もありますけれども、それがこのジャンルで適用してよいものかどうかにつきましては検討する余地があるのかと思っております。

○顧問 評価書、準備書が作成されるまでまだ時間があるので、その辺も含めてご検討いただきたいと思います。

○事業者 わかりました。

○顧問 では、ほかにありますでしょうか。

○顧問 大分県知事の意見の中で、2番目の「地形・地質」という項目で、その「地形・地質について方法書に記載している「土地分類図」だけでなく、最新の文献等を確認の上」と書いてありますが、具体的に最新の文献というのは、思い浮かぶようなものがあるような状態ですか。あるいは、何か探し出すような感じですか。

○事業者 実は、方法書作成におきましては、もちろん既存資料はできるだけ最新な情報ということで収集いたして把握しております。実は、方法書に記載している文献は、方法書に出てきます情報、その出典になった文献として記載しておりましたので、調査した文献を全て記載しているというわけではありませんで、それはほかの項目でも一

緒なのですけれども、まずそうした事情があります。

具体的に、この土地分類図以外に調査しました文献としましては、『日本の地形レッドデータブック第1集』、それから「大分県地質遺産」という「大分県のジオサイト」という副題がついている文献、それから「九重町の文化財」といった既存資料も確認した上で、方法書には土地分類図の出典を記載したという経緯がございます。

○顧問　　ということは、実際に新たに最新の文献を収集するというよりも、既にかなり取り入れているという理解でよろしいでしょうか。

○事業者　　はい、この方法書時点ではそういう認識でございます。ですけれども、意見でございますので、準備書に記載するということになりますので、準備書の記載においてはまた再確認、もしくは、その後の最新情報が出れば、それも含めて準備書の方には反映したいと考えております。

○顧問　　わかりました。

○顧問　　大分時間もたってきたのですけれども、この補足説明資料も含めて、ではご質問、ご意見をお願いいたします。

○顧問　　また前に戻ってしまった話になりますけれども、硫化水素の件ですが、私自身がかかわっている部分もありますので、自分の認識ということで申し上げておきたいと思えます。

私も現地に参加したときに感じたのは、これは強調しておりましたので記憶にも残っておりますけれども、非常に硫化水素の濃度は低いところなのですね。以前から私、環境アセスの中での硫化水素の取り扱いについては、定番としては風洞実験というのがあるわけですが、本当にそこまでやる必要があるのかどうかという疑問は持っておりました。先ほど顧問がおっしゃったように、シミュレーターでよいものができればという話があるわけですが、風洞実験に頼らないで、よいシミュレーターがあればということで、今、国の方も動いていただいています。今、現実には、確かにばっちり地熱特有の、地熱を目指したシミュレーターというのはないかもしれませんが、それに使えそうなシミュレーターが幾つかあるのと、国では地熱用ということで開発もやっておられるわけです。ですから、そこを視野に入れた上で、是非無駄のないように取り組んでもらいたい。特に低濃度のところについては、そういうふうに私は転換していくべきだろうなと思っております。

以上、参考までに。

○顧問 私も、ここは40年の発電実績もございますし、現地調査の議事録も読ませていただきました。今、先生が言われたように硫化水素濃度も低いという、その辺は十分理解しているのですけれども、それと適切な予測手法を使うという、そこの兼ね合いが大事なところなんです。将来的には今の風洞実験を数値モデルに置きかえていくというのは、そういう方向でよいと思うのですけれども、やはり手続はきちんとなさなければいけないということもありますので、適切な予測手法がこれから準備書作成に当たって開発されていけばそれを使っていただいて構わないと思います。ただ、数値モデルといって何でもかんでも計算すると結果が出てしまいますので、そこの使い方を誤らないで使っていただきたいという、そういう意見です。

○顧問 そのことでも実際に大事なものは、モニタリングをやっておられて、どういう数値が出てきているかというのがすごく大事なことであって、それから、先生がおっしゃったように、それについての判断基準みたいなこと、これはむしろ事業者さんというよりは学識のある人たちが判断基準を出すべきで、それも先ほど申し上げたように国でシミュレーターについては開発等を目指していらっしゃると思いますので、その中でもどのあたりが適切な基準かというあたりも検討していただければいいなと思っております。

○顧問 では、国の動きも調べられた上で、どういう手法を選ぶかというのはご検討ください。

それでは、現地調査に行かれた先生方もこの補足説明資料については何かございますでしょうか。

ここで聞きたいのは、冷却塔排気の白煙の予測結果の話なのですけれども、これはスポットで、このポイントまで白煙が届くかどうかという、そういうご回答ですね。FOGモデルで予測されているので、この白煙の長さというのは当然出ているはずなのですが、例えばこの予測地点3の方向に白煙が流れてきたというふうに、予測地点3では発生するのでしょうか、どのあたりまで到達するのかという結果も出ていますか。

○事業者 そこまでは予測していません。

○顧問 でも、FOGモデルだと長さが出ますよね。

○事業者 今回、この補足説明資料で行いましたFOGモデルの計算の設定ですけれども、一応この5ページの予測地点1、2、3をあらかじめ設定して、そこにおける白煙の到達の有無という形で検証いたしました。ですから、その長さがどこまで到達する

のかといったことは、確かに計算では出てきているとは思いますが、整理上はそういう整理をやってごさいませんので、今ここではお答えできかねるという状況です。

○顧問 では、例えば地点3なら3の水蒸気濃度がどうなるかという予測をして判断をしたということですか。

○事業者 そうです。白煙発生の有無という条件があるかと思えますけれども、水蒸気の濃度がそこまで到達するのかといった視点での整理をいたしましたので、その白煙の帯がどこまで流れていくのかというところまでの計算は行っておりません。

○顧問 普通は長さまでは欲しいところですよ。わかりました。

では、ほかの先生方で何かありますか。この補足説明資料に関してよろしいでしょうか。そうしたら、大分県知事意見等も含めて、今、事務局から説明いただいた件について、ご意見、ご質問等あれば。

では、よろしいということですね。

#### <審査書（案）の説明>

○顧問 では、顧問の先生方、審議をよろしく願います。

○顧問 意見というか、希望なのですけれども、今の審査書（案）の最後のページには一応参考項目以外で騒音・振動の項目、これは建設機械の稼働と施設の稼働を選んだことは妥当だということを行っていますので、できれば7ページで「(3)その他の大気に係る環境の状況」という、地域の特性のところなのですけれども、①②は大気質ですけれども、③を新たに設けて、騒音・振動の状況を入れていただけたらいかがでしょうか。内容としては、まず方法書の35ページに書いてあるように、「対象実施事業区域及びその周辺においては、平成22年度末現在、騒音・振動の測定は行われていない」ということを書き、続いて、「ただし、九重町においては平成22年度に騒音苦情が1件報告されているが、この苦情は大岳発電所に対するものではない」ということが書ければ、一応この審査書として格好よくなるかなと思います。

そこで質問は、先ほどの平成22年度の騒音に係る苦情です。これは、大岳発電所に対するものではないということを確認したいのですけれども。

○事業者 騒音に関する苦情につきましては、九重町に聞き取り調査を行っております。それで、内容としましては、別荘地帯でございまして、別荘があるところで鳥獣駆除用の爆発音がうるさいということで、この爆発音についてはイノシシ等が増えたために動

作させていたということで、そういうものの苦情でございまして、大岳発電所とはかわりはありません。

○顧問 ありがとうございます。

確認できたので、希望ですけれども、そういうことを入れていただければはっきりするかなと思います。

○経産省 手引きに方法書の記載例があり、地熱発電所に騒音・振動に関する記載事項がないこと、騒音・振動が測定されていないということだったので今回入れていませんですけれども、入れる方向で考えます。

○顧問 お任せします。

○顧問 ほかに何かありますか。

先ほど質問した硫化水素の濃度なのですけれども、この審査書はこれでよいのですけれども、例えば7ページに経年変化と書いて、年平均値として、こういうふうに書かれると、年間ずっと測っているように思ってしまう。実際は1日6時間を春・夏・秋・冬の4回しか測っていないわけです。やはり方法書とか評価書には、その測定頻度を注できちんと明記していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○経産省 これからということによろしいでしょうか。

○顧問 審査書は一応方法書を引用しているので構わないのですけれども、この本体の方に、方法書とか準備書、評価書のところできちんと、硫化水素の濃度は、年間と言っているけれども、実際は4日の6時間ということをきちんと書いていただきたいと思います。

○経産省 そういった方向で対応するように検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 9ページも、ダイオキシンという項目で2つ記述があって、例えば片方は「公開された測定結果はない」という表現と、それから、最後の方は「地下水の測定は行われていない」という書き方ですね。これは、いろいろな過去のデータがあるということの記述ですね。そこを何か統一した方がいいかなと思ったのです。大事なのはここでいろいろな判断をするときデータとして公開されているものがあるかどうかということですね。そこをはっきり書いておいた方がいいような気がするのです。何となく誤解のないようにですね。

○経産省 確認しまして適切な表現に改めさせていただきたいと思います。ありがとう

ございます。

○顧問 9ページの「(3)水底の底質」のところで、河川の砒素濃度を事業者さんが測っておられます。その記述なのですけれども、平成23年度の調査結果は1.07～14.8であると、ただ数値が書いてあるだけです。ほかのところは例えば基準には適合している等の記述があるのですけれども、その数値がどういう意味を持つのかということを書く必要があると考えますので、検討していただきたいと考えます。

○経産省 確認しまして、比較するようなものがございましたら少し工夫をさせていただきたいと思います。

事業者さんの方で、もし何か補足いただけるようなことが現時点でありましたらお願いいたします。

○事業者 九州電力の大岳発電所につきましては、河床土中の砒素の項目につきましては、九重町との協定上、従来から測っているデータでございます。その数値でもって何らかの評価をしているかということからいたしますと、特に評価というものはございませんで、運転開始後、その量が現状の運転の継続で増えたり減ったりしていないかということを確認しているという程度の位置づけでございます。特に評価基準があるかという、持ち合わせてはございません。

○顧問 河川底質の砒素については基準はあるのですか、ないのですか。

○顧問 基準があるのかどうかはわかりませんが、もし経年的に調査されていて、特にここ数年で高くなったとかそういうことがないのであれば、その辺の表現を入れるような工夫をされたらよいのではないかと思います。

○経産省 その辺は再度確認をして検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 大変些細なことですが、最後の18ページのところで「おおむね妥当なものと考えられる」とあります。非常に便利な言葉だと思うのですが、「おおむね」は入れなければいけないのでしょうか。少なくとも、示された理由については妥当なのですよね。

○経産省 「おおむね」といつも入れているような感じもするのですが、貴重なご意見ですので、今回も含めて少し今後の書き方について検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○顧問 これはむしろ、「おおむね」を入れるのであれば、手法選定とかのところか

「おおむね」、何々に基づいておおむね手法選定されていて、最後は妥当という、そういう書き方が普通です。だから、「おおむね」を手法選定の方に入れられたらいかがかと思うのですが。

○顧問 例えば測定点の選び方とか調査時期とかを方法書に書いてあるけれども、審査にあたって「実際には妥当でないかもしれない」、「見逃しているかもしれない」などの可能性もあるので、「おおむね」を除外するようには書きにくいのではないですか。

○顧問 逆に、「おおむね」とあると、だめなものもあるのだなというイメージが出てくるのです。そもそもこの結論は妥当だという結論になっているわけだから、「おおむね妥当」という言葉が入ってくると、何となく、中にはちょっと怪しいものもあるのかなという、そういうイメージが出てくるので、逆にない方がよいのではないかなという気がします。

○顧問 百点満点でなくてもよいわけでしょう。合格点であればよいということ。

○顧問 そうですね。

○顧問 これは事務局の経済産業省さんにお任せいたしますので、よろしくお願ひします。

では、大体意見が出終わったようなので、今日の議題はこれで終了いたしたいと思ひます。

○経産省 本日は活発なご意見をありがとうございました。これで本日の環境審査顧問会地熱部会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。